第九十六条第一号中「第十九条第二項、第四十六条、第五十四条第二項、第六十一条第二項、第六十八条第二項又は第七十一条第三項」を「第十八条第二項、第九十一条、第百一条第二項、第百九条第二項、第百二十五条第二項又は第百三十九条第三項」に改め、同条第二号中「第十四条第一項（第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）、第五十五条（第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。）又は第六十二条」を「第十五条第一項、第二十六条第一項、第三十七条第一項、第百二条、第百十条、第百十四条、第百二十六条、第百三十一条又は第百四十条」に改め、同条第三号中「第十五条第一項（第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）、第五十六条第一項（第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。）、第六十三条第一項若しくは第八十七条第一項」を「第十六条第一項（第四十八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二十七条第一項（第四十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三十八条第一項（第四十八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十九条、第百三条第一項（第百三十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第百十一条第一項（第百十九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第百十五条第一項（第百十九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第百二十条、第百二十七条第一項（第百三十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第百三十二条第一項（第百三十六条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第百三十七条、第百四十一条第一項若しくは第百六十二条第一項」に改め、同条第四号中「第五十一条において準用する第三十三条第一項」を「第九十七条第一項」に、「第五十一条において準用する第三十三条第二項」を「同条第二項」に改め、同条を第百七十一条とする。

第九十五条各号を次のように改める。

一　第八条第一項、第九条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項、第十四条第一項、第十九条第一項、第二十条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十五条第一項、第三十条第一項、第三十一条第一項、第三十三条第一項、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第四十一条第一項、第四十二条第一項又は第四十四条第一項の規定に違反して選任しなかった者

二　第十七条第五項、第二十八条第五項、第三十九条第五項、第百四条第三項、第百十二条第三項、第百十六条第三項、第百二十八条第三項、第百三十三条第三項、第百四十二条第三項、第百四十六条第三項、第百四十八条第三項、第百五十一条第三項又は第百五十三条第三項の規定による命令に違反した者

第九十五条を第百七十条とする。

第九十四条中「第三十二条第二項（第三十六条第二項において準用する場合を含む。）」を「第六十五条第二項又は第七十七条第二項」に改め、同条を第百六十九条とする。

第九十三条第一号中「第三十条第一項」を「第五十二条第二項又は第六十三条第一項」に改め、同条第二号及び第三号を次のように改める。

二　第九十三条の規定に違反してその職務に関して知り得た秘密を漏らした者

三　第九十六条の規定による確認調査の業務の停止の命令に違反した者

第九十三条を第百六十八条とする。

第九十二条第一項中「第八十七条第三項」を「第四節並びに第百六十二条第三項」に改め、同条第二項中「第八十七条第九項」を「第百六十二条第九項」に改め、第八章中同条を第百六十七条とする。

第九十一条を第百六十六条とし、第九十条を第百六十五条とする。

第八十九条第一項中「第二十八条（第二十九条第四項）」を「第六十一条（第六十二条第四項）」に、「第三十二条（第三十六条第二項において準用する場合を含む。）又は第四十九条」を「第六十五条、第七十七条又は第九十六条」に改め、同条を第百六十四条とする。

第八十八条第一項中「エネルギー管理士試験を受けようとする者、第九条第一項第二号の規定による認定を受けようとする者、指定試験機関がその試験事務を行うエネルギー管理士試験に合格したことによりエネルギー管理士免状の交付を受けようとする者、エネルギー管理士免状の再交付を受けようとする者、第十三条第一項第一号の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者又は同条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者、第十二条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者、同条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者、第十四条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者、第二十条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者、第二十三条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者、第二十五条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者、第三十一条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者、第三十四条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者、第三十六条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者、第四十二条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者、第四十四条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者、エネルギー管理士試験を受けようとする者、第五十一条第一項第二号の規定による認定を受けようとする者又はエネルギー管理士免状の交付若しくは再交付」に改め、同条第二項中「手数料は、」の下に「第五十二条第一項の規定による委託を受けて指定試験機関がそのエネルギー管理士免状に関する事務を行うエネルギー管理士免状の交付又は再交付を受けようとする者及び」を加え、同条を第百六十三条とする。

第八十七条第一項中「第七条の四第一項（第十九条の二第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を「第十条第一項」に、「（第十九条の二第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第十七条第一項（第十九条の二第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）並びに第十九条第一項」を「、第十八条第一項」に改め、「第四項」の下に「、第二十一条第一項及び第三項、第二十四条第一項及び第三項、第三十二条第一項及び第三項、第三十五条第一項及び第三項、第四十条第一項及び第三項並びに第四十三条第一項及び第三項」を加え、同条第二項中「第七条の二第一項（第十九条の二第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第七条の三第一項（第十九条の二第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第八条第一項（第十九条の二第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）及び第十三条第一項（第十八条第一項及び第十九条の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を「第八条第一項、第九条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項、第十四条第一項、第十九条第一項、第二十条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十五条第一項、第三十条第一項、第三十一条第一項、第三十三条第一項、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第四十一条第一項、第四十二条第一項及び第四十四条第一項」に、「又は特定連鎖化事業者」を「、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者又は管理関係事業者」に改め、同条第三項中「第七条の二第一項、第七条の三第一項、第七条の四第一項」を「第八条第一項、第九条第一項、第十条第一項」に、「第八条第一項、第十三条第一項、第十七条第一項」を「第十一条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項」に、「並びに第十九条第一項及び第四項」を「、第十四条第一項、第十八条第一項及び第四項、第十九条第一項、第二十一条第一項及び第三項、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三項、第二十五条第一項、第三十条第一項、第三十一条第一項、第三十二条第一項及び第三項、第三十三条第一項、第三十四条第一項、第三十五条第一項及び第三項、第三十六条第一項、第四十条第一項及び第三項、第四十一条第一項、第四十二条第一項、第四十三条第一項及び第三項、第四十四条第一項並びに第五十条」に、「又は特定連鎖化事業者」を「、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者、